“熱意のある”企業や商業団体の活動を支援します

～ 企業融資・支援制度紹介 ～

新たな技術の習得や製品の開発、工場の新築・増築、販路拡張を目指す企業の皆さん、市の各種制度を活用してください！

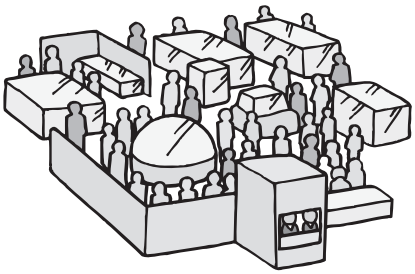

中小企業融資

産業振興課商工振興係　☎(63)2182

市は、市内金融機関や県信用保証協会と連携して、制度融資の充実を図っています。

①設備資金
資金使途　設備　　**期　間**　10年以内
限度額　2,000万円（個人・法人）
5,000万円（組合）
条　件　市内で同一事業を１年以上営む中小企業者

②経営安定化資金
資金使途　運転　　**期　間**　７年以内
限度額　2,000万円（個人・法人）
3,000万円（組合）
条　件　市内で同一事業を１年以上営む中小企業者

③創業資金
資金使途　運転・設備　　**期　間**　５年以内
限度額　500万円　（個人・法人）
2,000万円（組合）
1,000万円（事業転換・新分野進出）
※申込前に、市による経営診断が必要です。

④小口元気アップ資金
資金使途　設備・運転　　**期　間**　７年以内
限度額　1,250万円（個人・法人）
条　件　市内で同一事業を1年以上営む小規模企業者

⑤経営向上借換資金
資金使途　借換・運転　　**期　間**　10年以内
限度額　3,000万円（個人・法人）
※新規に借入れる運転資金は申込額の３分の1以内
条　件　市内で同一事業を１年以上営む中小企業者で、次のすべてに該当すること。
・市制度の既存借入があり、借換元の残高が当初借入時の4分の3以内に減少していること。
・借換えにより月々の返済額が減少すること。
・経営改善計画を策定し、経営の改善を図ること。

⑥緊急経営対策特別資金
資金使途　運転
限度額　2,000万円（個人・法人）
3,000万円（セーフティネット認定を受けた者）
期　間　７年以内（条件⑷の場合８年以内）
条　件　市内で同一事業を１年以上営む中小企業者で、次のいずれかに該当すること。
⑴最近３カ月の平均売上が前年同月比で３％以上減少している。
⑵最近３カ月の平均売上額総利益率または営業利益率が前年同月比で３％以上減少している。
⑶セーフティネット４号および５号認定に該当する。
⑷原則として融資申請前１年以内に、震災・風水害その他の自然現象により被害を受け、市による被災証明またはり災証明を受けている。

保証料補助
市制度融資を利用する場合、市が信用保証料の全額または一部を補助します。

■①②④⑤⑥の取り扱い窓口
足利銀行・筑波銀行・鹿沼相互信用金庫・栃木銀行の鹿沼市内各本支店、商工組合中央金庫宇都宮支店
■③の取り扱い窓口　産業振興課商工振興係（市役所新館５階）

商業関連支援制度

産業振興課商工振興係　☎(63)2182

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
商工業振興等研修事業補助金	商業団体等が実施する調査・研究・研修事業等の補助	補助対象経費の３分の２以内 限度額10万円
個店整備事業補助金	店舗の改修工事等、備品等購入に要する経費を補助	補助対象経費の３分の１以内 改修工事等補助限度額10万円 備品等購入補助限度額10万円か改修工事等補助額のどちらか低い額
共同施設整備事業補助金	共同施設や設備の設置補助	補助対象経費の30%以内
販売促進等共同経済事業補助金	団体等が行う広告紙や看板等の作成費補助	補助対象経費の30%以内
空き店舗等活用新規出店支援事業補助金	鹿沼市内において、空き店舗等を活用して行う新規出店の際の、店舗家賃・経営指導等の費用	店舗家賃対象経費の２分の１以内 限度額３万円／月　３年以内 経営指導対象経費の３分の１以内 限度額６万円　初年度のみ

工業関連支援

産業振興課商工振興係　☎(63)2182

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
新製品・新技術開発等支援事業補助金	新製品・新技術に関する試作開発費または技術研究に要する経費を補助	補助対象経費の４分の３以内 補助限度額20万円
特許等出願支援事業補助金	特許権や実用新案権等の出願に要する経費を補助	補助対象経費の２分の１以内 特許権補助限度額20万円 その他補助限度額10万円
販路拡張支援事業補助金	地場産業製品の販売促進事業に要する経費を補助	対象経費の２分の１以内 補助限度額30万円 自社製品カタログ作成・自社ホームページ新規作成については補助限度額５万円
展示会出展支援事業補助金	地場産業製品の販路拡大を目的とした見本市等への出展事業に要する経費を補助	対象経費の２分の1以内 国内展示会は補助限度額30万円 国外展示会は補助限度額50万円
地場産業トータルサポート事業補助金（新規） ※事前に事業認定を受ける必要があります。（8月公募予定）	研究開発事業・基盤整備事業・販路開拓事業・産業財産権取得事業の４事業区分から２事業以上を選択実施し各事業に係る経費を補助	補助対象経費の４分の３以内 限度額150万円 ※融資の特例措置あり

※支援内容について、詳しくはお問い合わせください。

企業内子育て環境アップ事業

産業振興課総務係　☎(63)2181

働きながら、安心して出産・子育てができるまちづくりを進めるため、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に補助事業を行っています。詳しくは、産業振興課へお問い合わせください。

農林商工連携・６次産業化支援

産業振興課産業振興係　☎(63) 2196

支援制度名	支援内容	補助率および補助限度額
農林商工連携・６次産業化支援事業補助金	農林商工の複数の事業者が連携して行う新製品・新商品の開発事業等、または６次産業化事業の支援	対象経費の２分の１以内で、３年間の累計限度額は100万円 ※事業期間は３年以内

工場等の新設・増設への各種支援

産業振興課産業誘致推進室　☎(63)2266

①宇都宮西中核工業団地、武子工業団地への新規立地支援

支援制度名	対象業種	条　件	補助額	交付期間
工業団地立地奨励補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設（武子工業団地は製造業のみ）	1．新規取得であること（居抜き等の取得は対象外） ※その他共通条件	用地取得額の10分の1以内	操業開始した年度、または翌年度の1回
工業団地立地促進補助金		1．土地を取得、または前記土地取得者との賃貸借により工場等を操業 2．固定資産税の完納 3．投下固定資産額が1億円以上（中小企業は5千万円以上） ※その他共通条件	固定資産税(土地、建物、償却資産）相当額	操業開始後に課税された年度から5年間 限度額は総額3億円

○その他共通条件
- 土地売買契約日から5年以内に操業
- 常用雇用者5人以上

②工場立地が可能な土地への支援

支援制度名	対象業種	条　件	補助額	交付期間
工場適地立地促進補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設（武子工業団地は製造業のみ）	1．2,000㎡以上の土地に新設、増設し、工場等を操業（工業団地は取得後3年以内に操業。既存敷地内の増設は、生産施設の増築を伴うものに限る） 2．固定資産税の完納 3．投下固定資産額が2億円以上（中小企業は5千万円以上） 4．常用雇用者が20人以上(中小企業は10人以上)	投下固定資産額（固定資産税課税標準額）の2％以内	操業開始後に課税された年度から3年間 限度額は各年度1,000万円

③工場等の新設・増設に伴う、新たな雇用への支援

支援制度名	対象業種	条　件	補助額	交付期間
雇用創出補助金	製造業、物流、研究施設、情報サービス施設（武子工業団地は製造業のみ）	1．工業団地立地促進補助金または工場適地立地促進補助金の交付要件を満たしていること 2．新規常用雇用者が5人以上で、1年以上継続雇用されていること	市内新規常用雇用者1人当たり10万円	交付は1回のみ